

愛別町農業委員会会議規則

(目的)

第1条 愛別町農業委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「総会」という。）は、法令に規定するものの外、この規則に定めるところによる。

(総会の招集)

第2条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、会長が必要と認めたときに招集する。

3 会長は、次の各号の一に該当するときは、遅延なく総会を招集しなければならない。

(1) 在任委員の3分の1以上の者が書面で総会に付議すべき事項を示して総会の招集すべき旨の請求をしたとき。

(2) 北海道知事が法令に基づき議案を示して再議を命じたとき。

(3) 愛別町長が諮問したとき。

(総会の通知及び公示)

第3条 会長は、総会の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これをすべての委員に通知するとともに愛別町役場掲示板に公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、緊急やむを得ない場合を除き、総会の7日前までにこれをしなければならない。

(議長)

第4条 会長は、総会の議長となり、議事を進行する。

(審議事項の制限)

第5条 総会では、第3条第1項の規定により通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。ただし、第9条の場合は、この限りでない。

(総会の成立)

第6条 総会は、在任する委員の過半数が出席しなければならない。

(議席の決定)

第7条 議席は、あらかじめくじで定める。

(発言)

第8条 委員は議案について事由に質疑し及び意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。農業委員会等にかんする法律第25条の規定による出席した小作官、小作主事その他関係職員及び委員会の同意又は要求により総会に出席した公務員その他の者が発言しようとするときも、同様とする。

(動議の制限)

第9条 動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議案として審議することはできない。

(議事参与の制限)

第10条 委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することはできない。ただし、農業委員会等に関する法律第24条ただし書きの場合はこの限りでない。

(議決の方法)

第11条 総会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 採決にあたり、可否を表明しない者は、棄権したものとみなす。

(採決の方法)

第12条 採決は、起立又は挙手による。ただし、重要な事項については、投票による。

(議事録)

第13条 会長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び委員会において定めた2人の出席委員が署名押印しなければならない。

3 議事録は、委員会の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(総会の公開)

第14条 総会は、公開とする。

(傍聴人)

第15条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。

2 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めた者は、入場することができない。

3 傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒にわたる行為をしてはならない。

4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

(会長の代理)

第16条 会長に事故あるときは、委員があらかじめ互選した者がその職務を代理する。

附 則

この規則は、平成8年8月21日から施行する。